

(目的)

第1条 この規則は、補助金等の交付の申請、決定その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等の交付の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「補助金等」とは、市がその公益上必要がある場合において、市以外の者に対して交付する補助金、負担金、利子補給金その他の給付金で相当の反対給付を受けないものをいう。

2 この規則において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

3 この規則において「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。

(事務担当者の責務)

第3条 補助金等に係る予算の執行にあたっては、補助金等が法令及び予算で定めるところに従って、公平、かつ、適正に使用されるように務めなければならない。

(適用範囲)

第4条 補助金等に関しては、他に特別の定めのあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(補助金等の申請)

第5条 補助金等の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、法人でない団体にあっては名称並びに代表者の氏名及び住所）
- (2) 補助事業等の目的、内容及び補助金を必要とする理由
- (3) 交付を受けようとする補助金等の額
- (4) 補助事業等の計画及び収支予算
- (5) その他市長が必要と認めるもの

2 補助事業者等にあっては、前項に規定する申請にあたり、当該補助金における仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に

地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金における仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

（補助金等の交付の決定）

第6条 市長は、前条の規定による補助金等の交付の申請があったときは、申請書を審査し、補助金等を交付することが公益上必要であり、かつ、適正な補助金等の額であると認めた場合は、交付を決定するものとする。

2 前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、軽微なものに限り、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて交付を決定することができる。

（補助金等の交付の条件）

第7条 前条の規定による交付の決定にあたっては、法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付するものとする。

（決定の通知）

第8条 市長は、補助金等の交付を決定したときは、速やかにその内容（前条の規定により付された条件を含む。）を申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金等の交付をしないことに決定したときは、その理由を付して申請者へ通知するものとする。

（申請の取下げ）

第9条 申請者は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服等があるときは、申請の取下げをすることができる。この場合において、申請の取下げについて別に定める期日があるときは、その期日までに申請を取り下げるものとする。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかったものとみなす。

（事情変更による決定の取消し等）

第10条 市長は、補助金等の交付を決定した場合において、天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による補助金等の交付の決定の取消しにより特別に必要となった事務又は事業に対しては、次に掲げる経費に係る補助金等を交付することができる。

(1) 補助事業等に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

(2) 補助事業等を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

3 前2項の規定により、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、若しくはその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更したとき又は前項各号に掲げる経費に係る補助金等を交付するときは、市長は、速やかにその旨を補助事業者等に通知するものとする。

(申請事項の変更等)

第11条 第8条第1項の規定による通知を受けた補助事業者等は、第5条の規定による申請書又は添付書類の記載事項を変更しようとするときは、あらかじめ書面によりその旨を市長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、承認の可否を決定するものとする。この場合において、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

3 市長は、前項前段の規定により承認の可否を決定したときは、速やかにその内容（同行後段の規定による取消し又は変更の内容を含む。）を補助事業者等に通知するものとする。

4 前3項の規定は、補助事業者等が補助事業等を中止し、又は廃止しようとするときに準用する。

(事故報告等)

第12条 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかにその理由その他必要な事項を市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告を受けたときは、その理由を調査し、補助事業者等にその処理について適切な指示をしなければならない。

(状況報告)

第13条 市長は、補助事業等の円滑適正な執行を図るため必要があるときは、補助事業者等に対し、補助事業等の遂行の状況に関し、報告させることができる。

(補助事業等の遂行命令等)

第14条 市長は、補助事業者等が提出する報告並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これに従って当該補助事業等を遂行すべきことを命ずることができる。

2 市長は、補助事業者等が、前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該補助事業等の一時停止を命ずることができる。

3 市長は、前項の規定により補助事業等の遂行の一時停止を命ずる場合において、補助事業者等が当該補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合させるための措置を市長の指定する期日までにとらないときは、第18条第1項の規定により当該補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消す旨を、明らかにしなければならない。

(実績報告)

第15条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき、又は補助金等の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した実績報告書を市長に提出しなければならない。第11条第4項の規定により廃止の承認を受けた場合も、また同様とする。

- (1) 補助事業等の成果
- (2) 補助金等に係る収支決算
- (3) その他市長が必要と認めるもの

2 補助事業者等は、第5条第2項ただし書に規定する場合において、前項に規定する報告をするにあたり、当該補助金における仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときは、これを補助事業に要した経費の金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者等は、第5条第2項ただし書に規定する場合において、第1項の規定による報告後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金における仕入れに係る消費税等相当額が確定したときは、その金額（前項の規定により減額して報告したときは、確定した当該補助金における仕入れに係る消費税等相当額の金額から同項の規定により減じた額を控除した額）を書面により速やかに市長に報告しなければならない。

(補助金等の額の確定等)

第16条 市長は、前条に規定する報告を受けた場合は、当該実績報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知しなければならない。

(是正措置)

第17条 市長は、前条の規定による調査の結果、補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者等に対し、これらに適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。

(交付決定の取消)

第18条 市長は、補助事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金等を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助事業等を市長の承認なく変更し、中止し、又は廃止したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの規則に基づく命令に違反した、又は従わないとき。

2 前項の規定により、交付決定を取り消し、又は変更したときは、市長は、速やかにその旨を補助事業者等に通知するものとする。

(補助金等の返還)

第19条 市長は、補助金等の交付の決定を取消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

(他の補助金等の一時停止等)

第20条 市長は、補助事業者等が前条の規定により返還を命ぜられ、請求された補助金等の全部又は一部を納付しない場合において、当該補助事業者等に対して、これ以外の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

(財産処分の制限)

第21条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、当該財産の耐用年数を勘案して減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

- (1) 不動産及びその従物
- (2) 前号に掲げるもののほか、補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるもの

(委任)

第22条 この規則に定めるもののほか、補助金等の交付について必要な事項は、市長が別に定める。